

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

大阪府堺市

2 地域再生計画の名称

「自由都市・堺」再生計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年度から概ね 10 年間

4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 堺市の歴史の変遷

世界最大級の陵墓「仁徳陵古墳」を擁することで知られる堺は、中世、わが国における海外交易や鉄砲の量産によって富を築き、世界的にも稀な「環濠都市」を形成し、「自由・自治都市」として経済的な繁栄を築いた。また、堺の商人たちはこれらの富を背景に茶の湯、和歌、猿楽をはじめとする香り高い文化を開花させ、堺は経済的、文化的に繁栄を謳歌した。

その後、信長や秀吉による環濠の埋め立てや商人の大坂への移住などが原因で、堺の「自治都市」としての繁栄は終焉を迎え、さらに江戸時代の鎖国政策や大和川の水路付替えなどによって、堺は、隣接する大坂に繁栄を譲るに至ったのである。

再び堺のまちに繁栄が訪れるのは、明治時代である。維新による近代化の波が、堺の人々の持つ「先取の気風」を刺激し、市民自らが費用を負担した日本初の木造洋式灯台の建設、私鉄「阪堺鉄道」や堺博覧会の開催など、民主導による産業の振興と新しいまちづくりを進めた。明治 22 年の市制町村制の施行後も周辺町村を編入しながら発展を続け、紀泉鉄道（南海鉄道）や高野鉄道（南海高野線）の開通、電燈会社やビール会社などの近代的な会社が設立されるなど都市機能も充実された。

大正期には、海水浴場や水族館、潮湯、日本初の民間飛行場である大浜飛行場などを有する一大リゾート地として関西全域から観光客を集めたほか、宿院付近は映画館や芝居小屋、寄席が賑わいをみせていた。

第二次大戦により堺の市街地も焦土と化したが、いち早く復興に立ち上がり近代都市への転換を図った。昭和30年代以降は、全市的な市街化の進行、泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅地の整備、重化学コンビナートを主体とする堺・泉北臨海工業地域の造成など、堺のまちは高度成長を遂げたのである。

しかし、日本経済の浮沈とともに歩んできた堺市も昭和48年の石油危機、そしてバブル経済の崩壊により大きな影響を受け、経済活動が長期にわたり停滞してきたが、最近の日本経済の復調傾向に呼応し、厳しいなかにも経済活性化の兆しが見られるようになってきている。

現在、隣接の美原町との合併を進め、本市の長年の懸案であった「政令指定都市」への移行をめざし、本市の玄関口である中心市街地の活性化や区制を念頭に設置された各々の支所における地域生活拠点等の整備や臨海部の活性化、また、都市再生緊急整備地域の整備や都市再生プロジェクトの推進に努め、『ひとがつどい、まちがにぎわい、くらしにうるおいのある』、21世紀をリードする世界に開かれた「自由都市・堺」の再生と発展に努めている。

（２）堺の地域資源

堺市では、従来から歴史の潮流を巧みに捉えつつ、交易、商業、サービス業、工業などそれぞれの時代のニーズに対応した多様な産業の活力が、本市の都心部を中核として周囲に波及することにより、市域の経済全体を牽引してきた。また、その経済力を背景に独自の文化や千利休、与謝野晶子をはじめとする多く文化人を生み出し、有形無形の文化を全国に情報発信しながら、現在の「堺」を生み出してきたといっても過言ではない。

前述のとおり歴史に恵まれた堺市には、市域全域に渡ってそれぞれの時代の中で培われた非常に多種多様かつ有形無形の地域資源を有している。

中心市街地を含む都心部には、仁徳陵をはじめとする百舌鳥古墳群や多くの寺社仏閣などの歴史的・文化的遺産が存在するほか、商業集積、刃物・線香・自転車などの地場産業、機械・金属加工を中心とした中小企業の集積による生産基盤の存在がある。

また、関西国際空港の開港に伴い大消費地である京阪神へのアクセス性が格段に向上し、この立地の利便性は、今後の堺を展望するうえで重要な資源となる。

内陸部には、それぞれの支所区域において、注染・和ざらし、じゅうたん製造業などの地場産業や地域のコミュニティーを支えてきた商業が、さらに内陸部のほぼ中央に位置する中百舌鳥新都心には、大阪府立大学の知の資源と連携し、次世代の堺の産業を担う起業家育成のためのインキュベーション施設「さかい新事業創造センター」などの産業支援機関が集積している。

丘陵部では、良好な住環境を有する泉北ニュータウンと大都市近郊に残された豊かな自然環境と農業基盤など、恵まれた環境を背景とした地域資源を有している。

臨海部では、高度な技術力と生産力を誇るエネルギー、金属、機械、化学工業をはじめとする多種多様な企業集積と比較的まとまった低・未利用地が存在しており、本市産業の活性化を図るうえで重要な地域資源と位置付けることができる。

（３）意義及び目標

堺市では、基本的に中心市街地を核として発展してきた歴史的経過があり、「中心市街地」を含む都心部の活性化(再生)が、堺市全体の活性化の鍵となる。

そこで、今回の地域再生計画においては、本市の玄関口である中心市街地を含む都心部における活性化を図ることに加えて、それぞれの支所区域における地域生活拠点等の基盤整備、また、内陸部や臨海部の既存産業の活性化や企業立地を図り、それらの連携と相乗効果を通じて全市的な経済の活性化を行い、政令指定都市移行を見据えた新たな「自由都市・堺」のまちづくりを進めることを目的とする。

具体的な方策として、

中心市街地を含む都心部の整備と活性化

堺市の中心市街地である堺東駅周辺は、政令指定都市移行をめざす本市の玄関口として官公庁をはじめ商業・業務機能が集積する地域であり、「堺東駅西地域」として都市再生緊急整備地域の指定を受けている。

平成１６年４月に市役所第二期庁舎が完成、今後、合同庁舎整備や堺東中瓦町市街地再開発事業や中心市街地整備などを促進するとともに、「中心市街地整備推進機構」の設置やTMOの活動支援等による商業の活性化、さらにITインフラの整備や各種の支援策・規制緩和等による外資系やベンチャー企業を含めた業務系事業所集積の促進

を図ることを通じて、中心市街地の賑わいの創出に努める。

また、都心部の歴史的文化資源を活用した観光・交流の拠点として整備予定の「国際文化観光拠点」を核として、仁徳陵周辺、内川や堺旧港などの親水空間や寺社仏閣などの観光資源や伝統的地場産業などをネットワーク化することにより観光産業の振興、地域経済の活性化、ひいては都心部の賑わいづくりを進める。

さらに、中心市街地と臨海部を結ぶ、まちの景観、環境及びバリアフリーに配慮した「東西鉄軌道（ＬＲＴ）」整備を推進することにより、総合的な交通体系の整備に努め、都市の原動力である人・物・情報の交流を拡大し、新たな経済活動の創出や既存の地域経済の活性化や雇用の拡大を図る。この「東西鉄軌道（ＬＲＴ）」整備は、商業業務機能、観光機能、住居機能の強化を通じて都心の活性化を促進するものであり、景観構成要素としてまちのシンボルになりえるものである。

また、長い歴史を持つ路面電車「阪堺線」についても、身近な交通機関として沿線への居住促進並びに観光交流、商店街や地場産業の活性化などに大きく貢献するものであり、「東西鉄軌道（ＬＲＴ）」の整備と併せて、都心の交通軸の構築を図る。

なお、都心部を含む市内全域において、それぞれの地域に立地する製造業、商業、サービス業などの地域産業全体の再生と雇用促進を図ることを目的として「産業再生緊急プロジェクト」の展開を行い、全市域の産業の活性化と働きやすいまちづくりを推進し、市域全域の活性化と雇用の創出を図る。

内陸部・丘陵部の地域生活拠点や新たな商業集積の拡大による賑わいの創出

現在、内陸部や丘陵部においては、都市再生緊急整備地域である「堺鳳駅南地域」の開発、北花田地域の開発及び北野田駅前の再開発事業等が推進されており、それぞれの支所区域の地域生活拠点や商業集積等の整備が進んでいる。

これらの地域生活拠点や商業集積の整備により、それぞれの地域に立地している既存の製造業、商業、サービス業などの地域産業全体に対する波及効果も期待され、地域の雇用促進に大きく貢献するものと考えられる。また、それぞれの地域特性を活かした整備が進められていることから、地域生活拠点(商業集積)間の人的・経済的交流が促進され、市域全域に対して波及するものと期待できる。これらの波及効果については、堺市における商業・業務の中核である中心市街地の果たす機能との連携が重要である。

臨海部における賑わいの創出、既存企業の再生と新規企業立地

都市再生緊急整備地域に指定されている「堺臨海部」及び都市再生プロジェクトである「阪神高速道路大和川線ならびに大和川高規格堤防と市街地整備の一体的整備」及び「大都市圏における都市環境インフラの再生（臨海部における緑の拠点整備）」については、それぞれ国・府及び関係機関の支援を受けて事業を進めているところである。

これらの基盤整備とあわせて、トリガー事業として民間事業者が進めている「商業・アミューズメント施設」の整備を支援し、市内外からの集客による賑わいの創出や雇用の拡大を通じて地域経済の活性化を図る。

また、「東西鉄軌道（ＬＲＴ）」や道路等の基盤整備を通じて中心市街地と臨海部を結節することにより臨海部の開発を促し、中心市街地を核とする面的ひろがりをもった賑わいのあるまちづくりを推進する。

さらに、臨海部における既存企業については、「地域再生」において認められた「工場立地法の地域準則の権限委譲」の適用を受け、本市においても企業の実態やニーズを把握しながら地域準則の策定を行い、環境保全と企業活動を両立させながら、既存企業の設備の更新や増設を図ることにより、地域の生産性の向上と雇用の確保を図るとともに、低未利用地を活用した都市型産業の立地に向けた基盤整備やプロモーション活動を進める。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

堺市の中心市街地を含む都心部の活性化は、本市経済へ非常に大きな影響を与えるものであり、また、地域生活拠点や商業集積の新たな展開と連携することにより、本市外への消費者の流出を抑制し、また周辺地域からのビジターの流入、地域間の流動性の向上により、中心市街地はもとより内陸部、丘陵部に至るまで堺市全域に有形無形の大きな波及効果をもたらすものと想定できる。

(1) 中心市街地をはじめとする地域生活拠点及び商業集積の再生による経済効果

商店数の増加	2 5 0 件
従業者数（雇用の増加）	5 , 0 0 0 ~ 5 , 5 0 0 人
年間商品販売額の増加	1 , 0 0 0 億円

* 卸・小売業を含む。(臨海部「商業・アミューズメント施設」含む。)

(2) 臨海部低・未利用地への企業立地促進による経済効果

新規工場建設のための投資による経済波及効果

生産の増加	8 6 0 億円
雇用所得の増	2 0 0 億円
雇用者数の増	4 , 5 0 0 人

恒常的な経済波及効果

(企業進出によるもの及び従業者の消費による経済効果の合計)

生産の増加	2 , 2 0 0 億円
雇用所得の増	4 6 0 億円
雇用者数の増	1 2 , 0 0 0 人

* 企業立地に係る基礎調査研究 (財団法人 堺都市政策研究所 平成 16 年 3 月) の試算をベースに臨海部の低・未利用地 (推定約 1 0 0 ha) について全て企業が立地した場合の試算。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

[地域再生計画認定地域に限定して効果をもつ支援措置]

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

[全国を対象とした支援措置]

211001 工場立地法の地域準則に関する権限委譲 [堺市提案項目]

201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

230001 道路使用許可道路占用許可の手續改善

212002 道路占有許可弾力化 (オープンカフェ等)

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

平成 16 年度については、本市における地域準則の制定に向け、市内製造業を中心とした実態調査を行う予定であり、これと併せて企業の設備の更新や増設等の企業活動活性化に資する「規制緩和」や国の支援に関する要望についても調査を行う予定である。この調査結果に基づき、現行の規制緩和の活用及び新たな規制緩和の提案を行うことにより、構造改革特別区域制度の活用を併せて進める。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では、現在の厳しい経済環境のもとにおいて、まちづくりを積極的に進めるため、早くより行財政改革を進めてきたが、平成 15 年 2 月に「行財政改革計画」を、16 年 4 月に「行財政改革(改定版)」をそれぞれ策定した。この計画では、「民間、市民、地域の力をさらに引き出す」、「新たな発想で既存の枠組みや実施手法を再構築」、「市が保有している経営資源のさらなる有効活用」、「財政収支の均衡と持続可能な財政運営の枠組みの早期構築」の 4 点の視点により改革の断行を行うこととしている。また、徹底した行政経営改革を推進することによって得られた貴重な財源を「まちの構造改革」に投資することにより、まちの活性化についても積極的に取り組んでいるところである。

この「行財政改革計画」の推進にあたり、構造改革特別区域や地域再生などの制度の効果的活用は、既成の概念にとらわれない改革を可能とするものであり、本市のまちづくりのための財源を生み出ために非常に有意義なものである。

本市では、「行財政改革計画」推進の一環として、既に平成 15 年に「さかいバリエュアブル・スタッフ特区」の認定を受け、「409 地方公務員に係る臨時的任用事業」の特例措置を活用し、職員構成の抜本的見直しを進めているが、さらに地域再生の支援措置である「204007 任期付短時間職員制度の創設」「10402 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置」「204006 土地開発公社の所有する先行取得用地の地方公共団体による有効活用」等の活用も想定し、行財政改革を推進し、「まちの構造改革」の推進を図る。

1 支援措置の番号及び名称

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

堺 市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

堺市の中心市街地である堺東駅周辺は、モータリゼーションの進展により、大規模商業施設の撤退や商店街の空洞化が見受けられるが、政令指定都市移行をめざす本市の玄関口となる地域であり、官公庁をはじめ商業・業務機能が集積する地域であることから、当該地域の再生が急務となっている。

平成16年4月に市役所第二期庁舎が完成、また、「堺東駅西地域」として都市再生緊急整備地域の第四次指定を受けたことから、今後、合同庁舎整備や堺東中瓦町市街地再開発事業や中心市街地整備などを促進するとともに、「中心市街地整備推進機構」の設置やTMOの活動支援等による商業の活性化、さらにITインフラの整備や各種の支援策・規制緩和等による外資系やベンチャー企業を含めた業務系事業所集積の促進を図ることを通じて、中心市街地の賑わいの創出に努めていく。

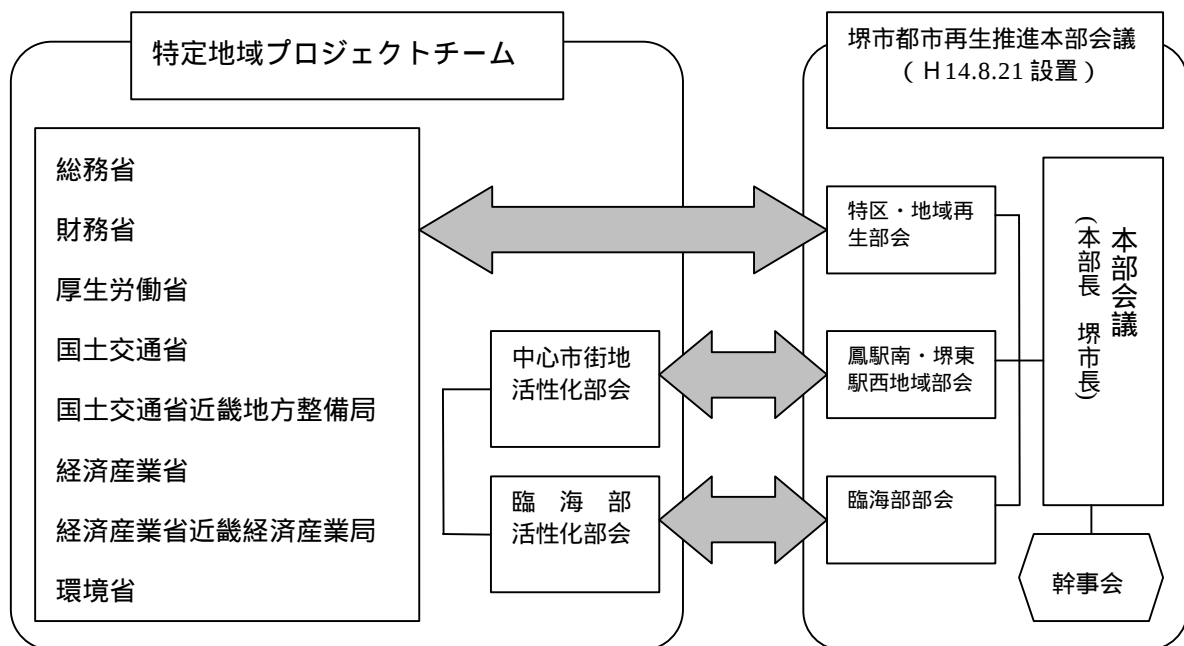
また、臨海部においては、都市再生緊急整備地域の指定を受けている「堺市臨海部」及び都市再生プロジェクトに指定されている「大和川左岸地域」等において、既に国及び府の支援を受けて基盤整備を中心に事業展開を図っているところである。今後は、これらの事業推進を円滑に進めながら、臨海部の低・未利用地を活用した新規企業の立地促進や既存企業の再生についても積極的に検討していく予定であり、平成16年度は、企業誘致や既存製造業の活性化策について学識経験者、地元経済界、大阪府、堺市で委員会を組織し、平成16年秋を目途に

基本的な方向性を検討する。

さらに中心市街地と臨海部を接続する「東西鉄軌道（ＬＲＴ）」の整備早期事業化について取り組んでいく。

これら事業の推進にあたっては、それぞれ各所管省庁には既にご協力をいただいているところであるが、今回の支援措置の活用にあたっては、当該地域において整備の急がれる「合同庁舎」、「共同駐車場」、「東西鉄軌道（ＬＲＴ）」の早期実現並びに臨海部への企業立地促進について「特定地域プロジェクトチーム」の設置と「中心市街地活性化部会」、「臨海部活性化部会」の設置を希望するものである。

なお、「特定地域プロジェクトチーム」と本市の連絡調整は、「堺市都市再生推進本部（平成 14 年 8 月設置 本部長：堺市長）」が行い、各事業の円滑かつ効果的な推進を図る。



1 支援措置の番号及び名称

211001 工場立地法の地域準則に関する権限委譲

2 当該支援措置を受けようとする者

堺 市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

臨海部には、エネルギー、金属、機械、化学関連企業等約 190 社が立地し、本市の経済基盤を支えている。近年、既存企業が設備更新の時期に来ていること、また景気の好転による設備投資意欲の向上が見られることから、工場立地法に対する関心が非常に高まっている状況にある。さらに、臨海部における低・未利用地を活用して企業誘致を推進するべく、現在その誘致策について検討を行っているところである。

一方、臨海部においては、都市再生プロジェクトに位置付けられた「臨海部における緑の拠点の形成」の取り組みも進められている。

これらの臨海部の状況を鑑み、今回の地域再生の支援措置である「工場立地法の地域準則に関する権限委譲」を活用し、臨海部における生産環境と環境保全との両立を図るべく地域準則の策定を進める。

平成 16 年度中に、大阪府の協力を得て実態調査及び本市における地域準則のあり方についての検討を行い、工場立地法の改正を待って、可能な限り早期の地域準則策定を行う。

なお、工場立地法にかかる届出については、「大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」により、既に堺市に権限委譲がなされている。

1 支援措置の番号及び名称

201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

堺市

社団法人 堺観光コンベンション協会

堺TMO

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

本市の玄関口である堺東駅周辺地域は、市役所2期庁舎の完成に伴い、旧庁舎跡を市民広場として整備する予定であり、先に整備されている「大小路シンボルロード」と併せて、将来的に市民が集い、賑わいの空間づくりをめざしている。

現在、「大小路シンボルロード」を活用したイベントとして、毎年10月の第3日曜日とその前日に「堺まつり」が開催されている。シンボルロードで開催される「なんばんパレード」、堺市民会館での前夜祭、大仙公園での「大茶会」、ザビエル公園での「なんばん市」、堺TMOが実施するフリー・マーケットなど関連事業を含めて多くのイベントが市街地を中心に展開されている。特に、まつりのメインイベントである「なんばんパレード」では、1万人の市民の参加と60万人を超える観客でシンボルロードが賑わう堺市最大のイベントである。

また、シンボルロードを活用したイベントとしては、堺TMOによる「オープンカフェ」が期間限定で実施されている。

この「堺まつり」について、平成16年3月18日に警察庁交通局交通規制課長より各道府県警察本部長あて発出された通達及び今後発出の通達に基づきながら、イベント等の円滑な開催を図り、地域経済の活性化を図る。

1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善

2 当該支援措置を受けようとする者

堺市

社団法人 堺観光コンベンション協会

堺TMO

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

本市の玄関口である堺東駅周辺地域は、市役所2期庁舎の完成に伴い、旧庁舎跡を市民広場として整備する予定であり、先に整備されている「大小路シンボルロード」と併せて、将来的に市民が集い、賑わいの空間づくりをめざしている。

現在、「大小路シンボルロード」を活用したイベントとして、毎年10月の第3日曜日とその前日に「堺まつり」が開催されている。シンボルロードで開催される「なんばんパレード」、堺市民会館での前夜祭、大仙公園での「大茶会」、ザビエル公園での「なんばん市」、堺TMOが実施するフリー・マーケットなど関連事業を含めて多くのイベントが市街地を中心に展開されている。特に、まつりのメインイベントである「なんばんパレード」では、1万人の市民の参加と60万人を超える観客でシンボルロードが賑わう堺市最大のイベントである。

また、シンボルロードを活用したイベントとしては、堺TMOによる「オープンカフェ」が期間限定で実施されている。

この「堺まつり」について、地域再生の当該支援策で掲げられた平成16年度中の通達に従い関連手続を行うこととする。

1 支援措置の番号及び名称

212002 道路占有許可弾力化（オープンカフェ等）

2 当該支援措置を受けようとする者

堺市

社団法人 堺観光コンベンション協会

堺TMO

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取り組みの内容

本市の玄関口である堺東駅周辺地域は、市役所2期庁舎の完成に伴い、旧庁舎跡を市民広場として整備する予定であり、先に整備されている「大小路シンボルロード」と併せて、将来的に市民が集い、賑わいの空間づくりをめざしている。

現在、「大小路シンボルロード」を活用したイベントとして、毎年10月の第3日曜日とその前日に「堺まつり」が開催されている。シンボルロードで開催される「なんばんパレード」、堺市民会館での前夜祭、大仙公園での「大茶会」、ザビエル公園での「なんばん市」、堺TMOが実施するフリー・マーケットなど関連事業を含めて多くのイベントが市街地を中心に展開されている。特に、まつりのメインイベントである「なんばんパレード」では、1万人の市民の参加と60万人を超える観客でシンボルロードが賑わう堺市最大のイベントである。

また、シンボルロードを活用したイベントとして、堺TMOによる「オープンカフェ」が期間限定で実施されているほか、市役所旧庁舎跡地に整備予定の市民交流広場などにおいてもオープンカフェなどの開設が検討されている。

この「堺まつり」をはじめとする地域活性化のためのイベント等の実施にあたり、地域再生の当該支援策で掲げられた平成16年度中の通達に従い関連手続を行うこととする。